

令和 3 年度

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

豊能町監査委員

豊能監第 19 号
令和 4 年 9 月 15 日

豊能町長 塩川恒敏様

豊能町監査委員 長浜裕

同 針原祥



令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率に対する意見書を別紙のとおり提出します。

なお、豊能町監査基準第 2 条第 1 項第 7 号に基づき審査したことを報告します。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和3年度一般会計、特別会計（公営企業に係る特別会計を含む）の決算に基づく、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類（算定様式）を対象に審査した。

2 審査の手続

この健全化判断比率等審査は、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率の算定書及びその根拠資料に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に準拠して、健全化判断比率及び資金不足判断比率が正確に算定されているかを主眼として、決算書その他の帳簿及び根拠資料と照合等を行うとともに、関係担当課から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、第1 2の審査の手続きを実施した限りにおいて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の関連法令に準拠し、正確に算定されているものと認めた。

1 健全化判断比率

【参考】

健全化判断比率（令和3年度）		令和2年度
① 実質赤字比率	—	—
② 連結実質赤字比率	—	—
③ 実質公債費比率	5.6%	6.3%
④ 将来負担比率	—	—

早期健全化基準
15.0%
20.0%
25.0%
350.0%

（注）「—」は実質赤字、連結実質赤字等が生じていないことを示す。

- ① 実質赤字比率の算定の対象となる一般会計等の実質収支は、黒字であるため実質赤字比率は生じていない。
- ② 連結実質赤字比率の算定の対象となる一般会計等及び一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計の資金収支は、いずれも黒字であるため連結実質赤字比率は生じていない。
また、公営企業に係る特別会計についても、資金不足は生じていない。したがって、連結実質赤字比率は生じていない。

- ③ 実質公債費比率は、5.6%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っている。
- ④ 将来負担比率は、分子である将来負担額から充当可能財源等の差し引きがマイナスとなるため、将来負担比率は生じていない。

2 資金不足比率

資金不足比率（令和3年度）		令和2年度
下水道事業特別会計	—	—

【参考】

経営健全化基準
20.0%

（注）「—」は資金不足が生じていないことを示す。

- ① 資金は剰余であり、資金不足比率は生じていない。

第3 各比率の状況について

1 実質赤字比率について

一般会計及び一般会計に属する特別会計を合わせた一般会計等の実質収支額等は、次のとおりである。

【一般会計等の実質収支額】

（単位：千円）

会計名	実質収支額
一般会計	405,104（注1）

標準財政規模は、5,037,579千円（注2）であり、一般会計等の実質収支額405,104千円を標準財政規模で除して算定した黒字の比率は、8.0%である。

（注1）端数処理により決算審査意見書の数値とは一致しない。

（注2）標準財政規模の算定式は、標準税収入額等+普通交付税額+臨時財政対策債発効可能額の合計である。

$$2,167,199 \text{ 千円} + 2,594,494 \text{ 千円} + 275,886 \text{ 千円} = 5,037,579 \text{ 千円}$$

2 連結実質赤字比率について

実質収支額は次のとおりである。

【一般会計等及び一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の会計の実質収支額】 (単位：千円)

会計名		実質収支額
一般会計等		405,104
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		247,451
内訳	国民健康保険特別会計事業勘定	69,059
	国民健康保険特別会計診療所施設勘定	7,705
	後期高齢者医療特別会計	20,267
	介護保険特別会計事業勘定	150,420

【公営企業に係る特別会計の資金不足額又は資金剰余額】 (単位：千円)

会計名	資金剰余額
下水道事業特別会計「法非適用」(注3)	36,538

(注3) 地方公営企業法の適用を受けない公営企業会計であり、「法非適用」と記載した。

実質収支額及び資金剰余額の合計689,093千円を標準財政規模5,037,579千円で除して算定した黒字の比率は、13.7%である。

3 実質公債費比率について

実質公債費比率は、5.6%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

実質公債費比率は、過去3年度の単年度の実質公債費比率の平均値であり、令和元年度から令和3年度までにおける単年度の実質公債費比率の状況は次のとおりである。

【実質公債費比率及び算定式】

実質公債費比率		3か年平均	5.6%
公債費に充当した 一般財源 (①～⑥の合計)	交付税に算入された公債費 — 関連基準財政需要額 (⑩～⑫の合計)	令和3年度	4.64369%
× 100		令和2年度	6.69128%
標準財政規模 (⑦～⑨の合計)	交付税に算入された公債費 — 関連基準財政需要額 (⑩～⑫の合計)	令和元年度	5.47047%

(算定式の根拠金額)

(単位：千円)

項目/年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
① 公債費充当一般財源等額	557,526	596,353	544,294
② 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの	0	0	0
③ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	72,881	77,714	81,384
④ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	182,897	201,096	184,834
⑤ 公債費に準する債務負担行為に係るもの	0	0	0
⑥ 一時借入金の利子	0	0	0
⑦ 標準税収入額等	2,167,199	2,277,764	2,220,415
⑧ 普通交付税額	2,594,494	2,277,516	2,070,529

⑨	臨時財政対策債発行可能額	275,886	222,202	227,054
⑩	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	140,946	158,678	161,504
⑪	災害復旧費等に係る基準財政需要額	421,086	414,482	411,793
⑫	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	45,557	22,163	22,661

4 将来負担比率について

将来負担比率は、将来の負担額に対して充当可能財源等が充当可能なため、算定上、分子がマイナスとなり将来負担比率は生じていない。

将来負担比率の算定式は次のとおりである。

【将来負担比率の算定式】

(単位：千円)

①将来負担額	②充当可能財源等	=	将来負担比率
8,099,353	8,738,517		
標準財政規模	③算入公債費等の額	=	-
5,037,579	607,589		

【将来負担額】

(単位：千円)

地方債の現在高	5,776,903
債務負担行為に基づく支出予定額	0
公営企業債等将来繰入見込額	548,784
うち下水道事業	548,784
組合等負担等見込額	336,652
内訳	
猪名川上流広域ごみ処理施設組合起債償還額豊能町将来負担分	103,526
大阪広域水道企業団起債償還額豊能町将来負担分	233,126
退職手当負担見込額	1,437,014
設立法人の負債額等負担見込額	0
内訳	
地方道路公社	0
土地開発公社	0
第三セクター等	0
連結実質赤字額	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0
合計	① 8,099,353

【充当可能財源】

(単位：千円)

充当可能基金	2,911,253
充当可能特定歳入	0
うち都市計画税	0
基準財政需要額算入見込額	5,827,264
合計	② 8,738,517

【算入公債費等の額】

(単位：千円)

災害復旧費等基準財政需要額	421,086
事業費補正算入公債費	140,946
密度補正算入元利償還金及び準元利償還金	45,557
合 計	③ 607,589

5 資金不足比率について

資金不足比率については、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。下水道事業特別会計が対象であるが、資金剰余額が 36,538 千円生じており、資金不足比率は生じていない。

【法非適用企業の資金の不足額（剰余額）】 (単位：千円)

項目/会計名	下水道事業特別会計
① 資金不足額	△36,538
② 支払繰延額・事業繰越額	0
③ 改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高	0
④ 解消可能資金不足額	0
(①+②+③)-④	△36,538

資金の不足額が発生せず、剰余額が生じた時は、(△) で表示する。

【事業の規模】 (単位：千円)

項目/会計名	下水道事業特別会計
① 営業収益	261,550
② 受託工事収益	0
①-②	261,550

下水道事業特別会計の資金剰余額の事業の規模で除して算定した資金不足比率は 14.0% である。

第4 留意事項

地方公共団体の財政健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という。）等に基づき審査した結果は、第2 審査結果のとおりであるが、豊能町における財政健全化という視点から次の三点について留意する必要がある。

1 実質赤字比率に関して

実質赤字比率は、一般会計等における赤字の大きさを財政規模に対する割合で評したものであり、財政健全化法の算定様式に基づき赤字のときだけ赤字比率が表示され、本町のように黒字の場合は「－」と表記される。

一般会計の実質収支は405,104千円（注1）の黒字であって赤字は発生していない結果であるが、あえて黒字比率を算出すると8.0%（注2）となる。

財政運営上は、これまで赤字を発生させないように財政調整基金（以下、「基金」という。）を取り崩して収支バランスを保っているのが実情であり、実質赤字比率が発生していないことや、仮に黒字比率を算出した場合においても、財政が健全であり実質的な資金剰余の規模を表しているものとは言えないので留意すべきである。

（注1） 算定様式に基づく端数処理の関係で、決算書数値とは一致しない。

（注2） 一般会計実質収支額÷標準財政規模=405,104千円÷5,037,579千円/%=8.0%

2 実質単年度収支と基金残高に関して

決算各収支は【表1】のとおり、それぞれの定義や数値の関連性を示しているが、当該年度の一般会計の行政活動のみに着目して、実質単年度収支の経年変化を見ることは、現実的な財政状況を評価するのにふさわしいと考えられる。

実質単年度収支の赤字が何年も続くということは、基金を恒常的に取り崩していることを意味するもので、基金の残高と実質単年度収支の関係性が重要であり、今後も継続してこれらの数値等を把握して行政運営に当たられることに留意すべきである。

3 令和3年度の基金と実質単年度収支額及び財政運営に関して

令和3年度の基金の決算年度中増減と決算年度末残高については、【表2】のとおりであり、前年度末残高と比べて、決算年度中の差引増減額（現金）は204,451千円減少している。

一般会計の実質単年度収支額は、平成28年度から赤字が始まり増加している状況にあった。令和3年度決算では、【表3】のとおり12,545千円の黒字となり昨年度と比べて改善が図られているが、基金の減少傾向は続いているので、引き続き留意すべきである。

このため、令和3年度一般会計・特別会計決算審査意見書に記載のとおり、歳計剰余金の

全額を計画的に積み立てるなど、財政再建に向けて行財政改革の取り組みを確実に実施されるとともに、真に基金の取崩しに頼らない健全な財政運営を目指してもらいたい。

【表1】

【決算各収支の定義】

収支名	説明
① 形式収支	当該年度の歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額
② 実質収支	当該年度の属すべき収入と支出の実質的な差額を見るもの ①の形式収支から、 翌年度に繰り越すべき財源を控除した額 (継続費通次繰越、繰越明許費、事故繰越し)
③ 単年度収支	実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度収支のこと ②の実質収支から、 前年度の実質収支を差し引いた額
④ 実質単年度収支	③の単年度収支から、 実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額

(出典)：監査必携(全国町村監査委員協議会 編著)を参照

【表2】

【令和3年度 財政調整基金 決算年度中増減額及び決算年度末残高】

(令和4年3月31日現在)

(単位：円)

財政調整基金 (内訳・種別)	前年度末現在	決算年度中増減		決算年度末現在
	(令和3年3月31日)	(令和3年4月1日～令和4年3月31日)		(令和4年3月31日)
		現金	増 195,504,549	
		経過利息分	増 44,383 (注)	
		現金	減 400,000,000	
		増計	195,548,932	
		減計	400,000,000	
(現金)	1,235,062,193	(現金)	△204,451,068	現金 1,030,611,125
(有価証券)	294,149,383	(有価証券)	△44,383	有価証券 294,105,000
(合計)	1,529,211,576	(合計)	△204,495,451	合計 1,324,716,125

(注) 有価証券購入時(令和3年3月29日)に経過利息分44,383円を含めて購入し、初回利払時(令和3年8月20日)に経過利息分44,383円が元金償還されたため、有価証券評価額を44,383円減少させ、財政調整基金へ同額を増額した。

【表 3】

【令和 3 年度一般会計 各収支額及び実質単年度収支額】

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

収支名	計算式	各収支額
① 形式収支	歳入額 8,520,742,815 $- \quad \text{歳出額}$ 7,879,686,283 $=$	形式収支額 641,056,532
② 実質収支	形式収支額 641,056,532 $- \quad \text{翌年度へ繰り越す}$ べき財源 235,953,041 $=$	実質収支額 405,103,491
③ 単年度収支	実質収支額 405,103,491 $- \quad \text{前年度の実質収支額}$ 188,106,891 $=$	単年度収支額 216,996,600
⑤ 実質単年度収支	単年度収支額 216,996,600 $- \quad \text{財政調整基金の}$ 積立額 (+) 195,548,932 $=$ 財政調整基金の 取崩し額 (-) 400,000,000	実質単年度収支額 12,545,532